



第 6 章

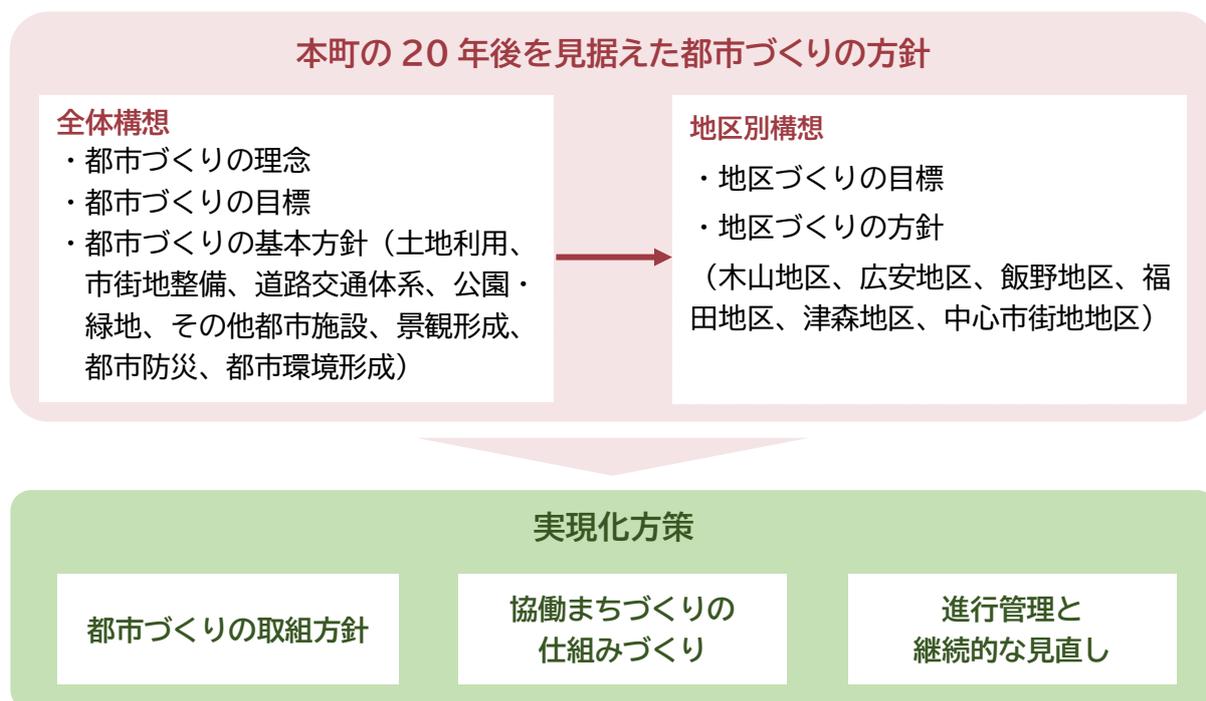
実現化方策

- | | |
|---------------------------------|------|
| 1. 実現化方策の概要 | 6- 1 |
| 2. 都市づくりの取組方針 | 6- 1 |
| 3. 協働まちづくりの仕組みづくり | 6- 5 |
| 4. 都市計画マスタープランの 進行管理と継続的な見直し | 6- 7 |

1. 実現化方策の概要

実現化方策は、「全体構想」及び「地区別構想」を実現するための具体的な取組として、「都市計画マスタープランの取組方針」を示すとともに、「協働まちづくりの仕組みづくり」として、まちづくりに町民が主体となって参画するための体制づくりや、都市計画マスタープランの進捗を把握し適宜改善していくための「進行管理」について示します。

《実現化方策の概要》



2. 都市づくりの取組方針

2-1 都市づくりの取組方針の基本的な考え方

「全体構想」及び「地区別構想」の実現に向け、賑わいのある都市拠点の形成、既成市街地の再生、ゆとりある集落環境の維持などを図るため、地域地区や地区計画などの土地利用規制・誘導施策及び支援制度などの活用や関連法令などと連携し、地域の実情や課題に応じたまちづくりを進めます。

2-2 都市づくりの取組方針

都市計画マスタープランに掲げた方針を実現していくにあたっては、都市計画法をはじめとする各種関係法令の諸制度を活用しながら取り組んでいくこととなります。

そのため、今後、実現化に向けて、活用が考えられる諸制度を以下に示します。

(1) 都市計画法に基づく規制・誘導施策による推進

① 地域地区

地域地区は、都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地の利用目的に応じた土地利用を実現するために、必要な制限や誘導を図るために設定するものであり、代表的なものに用途地域があります。

本町においては、用途地域のほかに特別な目的の実現を図るための特別用途地区が指定されています。

《用途地域の種類》

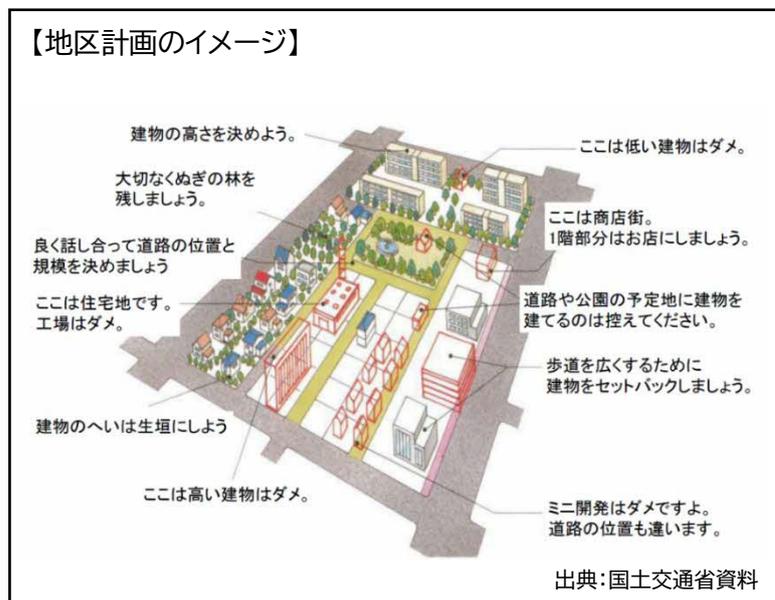
| 土地利用分類(大分類) | 土地利用分類(中分類) | 対象用途地域または対象地域 |
|-------------|-------------|--|
| 住居系土地利用 | 一般住宅地 | 第一種住居地域、第二種住居地域 |
| | 専用住宅地 | 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域 |
| 商業・業務系土地利用 | 商業・業務地 | 商業地域、近隣商業地域、第二種住居地域 |
| | 沿道サービス地 | 準住居地域、第二種住居地域 |
| 産業系土地利用 | 産業用地 | 準工業地域、工業地域、工業専用地域 |

② 地区計画

地区計画は、生活に密着した身近な地区における良好な都市環境を形成するために、地区の将来像、建物の建て方や街並みのルール、道路や公園のづくり方などについて、住民の合意に基づき、地区の特性に応じた必要なルールを定めるものです。本町においては、震災後のまちづくりを進めるための有効な手段として活用されています。

③ 集落地区計画

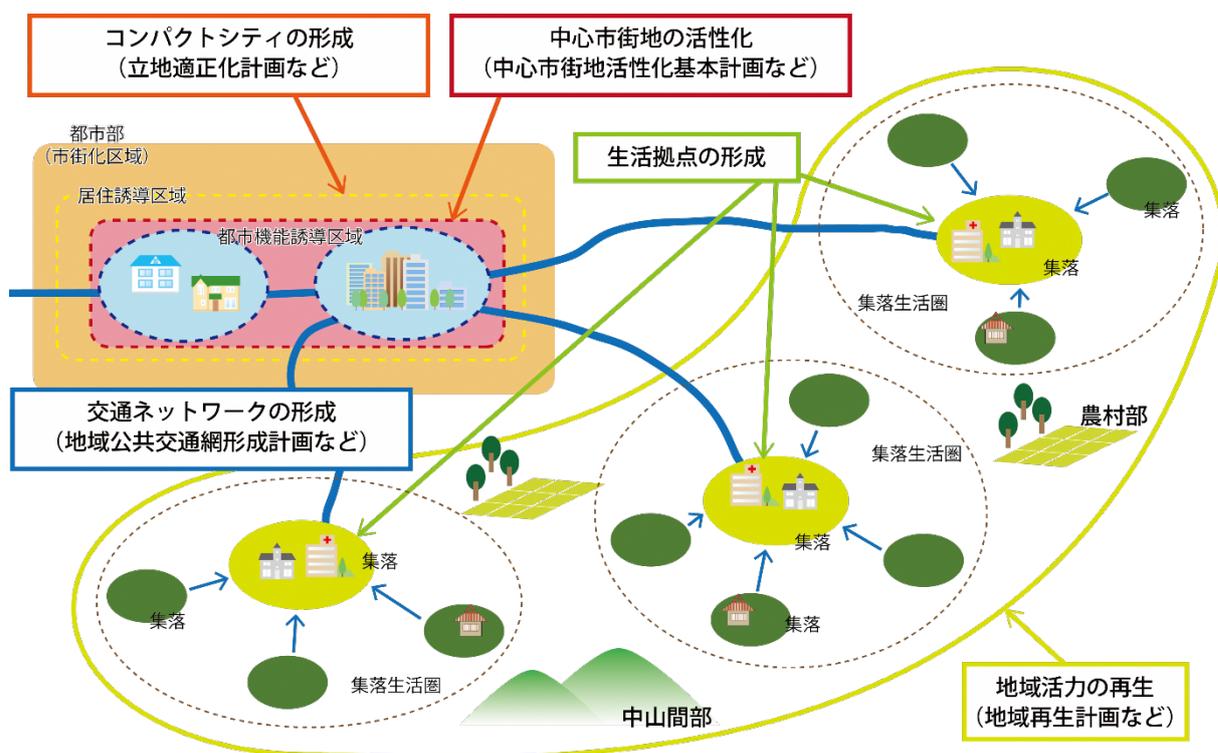
集落地区計画は、集落地域内の営農条件と調和のとれた良好な居住環境の確保と適正な土地利用を図るために、地区計画と同様に必要なルールを定めるものです。



(2) 関連法令などとの連携による推進

都市計画マスタープランに基づく、まちづくりを実現するためには、関連法令などとの連携による推進が重要となります。そのため、それぞれの目的に応じた関連計画の策定に取り組むとともに、関連法令による支援などを活用しながら、都市づくりを推進します。

《関連法令などとの連携の概念図》



【コンパクトシティの形成】

○立地適正化計画

立地適正化計画は、平成 26 年に改正された都市再生特別措置法に定められた制度であり、市街化区域内の人口密度を保つため、居住誘導区域(居住を誘導し人口密度を維持する区域)や都市機能誘導区域(生活サービス機能を誘導する区域)を設定し、生活利便施設(誘導施設)や居住を誘導することを目的とし、市町村が策定する計画です。

立地適正化計画制度は、今後の人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、生活サービス水準の低下、地域経済の衰退、財政規模の縮小などの懸念を背景として、居住者の生活を支えるようコンパクトな都市づくり(コンパクトシティ・プラス・ネットワーク)を推進するために定められたものです。立地適正化計画の策定により、都市再生整備計画に基づく再生事業への強い支援策などの措置が可能となります。

【交通ネットワークの形成】

○地域公共交通網形成計画

地域公共交通網形成計画は、平成26年に改正された地域公共交通活性化再生法に定められたものであり、地域公共交通の現状・問題点、課題の整理を踏まえ、公共交通ネットワーク全体を一体的に形づくり、持続させることを目的に、地域全体の公共交通の在り方、住民・交通企業・行政の役割について、市町村が策定する計画です。

地域公共交通網形成計画の策定は、近年のモータリゼーションの進展や人口減少、少子高齢化などに伴い、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下など公共交通の更なる衰退が懸念される中で、立地適正化計画などのまちづくりと連携した公共交通ネットワークの再構築を推進するために定められたものです。公共交通網形成計画に基づいた再編実施計画の策定により、公共交通の利用促進や事業評価に関わる支援策などの措置が可能となります。

【中心市街地の活性化】

○中心市街地活性化基本計画

中心市街地活性化基本計画は、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地活性化の推進に関する法律に基づき、市町村が策定する計画です。

中心市街地活性化基本計画制度は、市町村の作成した中心市街地活性化基本計画を内閣総理大臣が認定することで、計画に基づく活性化のための施策に対して、集中的かつ効果的に支援を実施するための制度です。

【生活拠点の形成】

○地域再生計画

地域再生計画は、地域の活力の向上及び持続的な発展の観点から、潤いある豊かな生活環境を創造し、住みよい地域社会の実現を図るため、地域再生法に基づき、市町村が策定する計画です。

地域再生制度は、市町村の作成した地域再生計画を内閣総理大臣が認定することで、計画に基づく自主的・自立的な地域の活力再生に関する取組に対して、総合的かつ効果的に支援を実施するための制度です。

(3) 都市づくりの実現に向けた財源の確保

都市計画マスタープランに基づく、都市づくりを実現するためには、各施策などを実施するための財源の確保が大きな課題となります。

区域区分を有している都市の多くが都市計画税を導入していることを踏まえて、本町も町民と今後のまちづくりの具現化に向けて都市計画税の導入などについて協議するとともに、民間活力を活かした財源の確保を図ります。

3. 協働まちづくりの仕組みづくり

3-1 協働まちづくりの仕組みづくりの基本的な考え方

益城町都市計画マスタープランに基づいた都市づくりの実現化を図るためには、町、町民、企業、教育研究機関が主体となり、それぞれの責務や能力に応じて役割を分担し、協働してまちづくりに取り組むことが重要となります。

そのため、本町の協働まちづくりを推進していくために、町民、企業、教育研究機関、行政の役割を明らかにしたうえで、まちづくりの主體的な取組との連携を図ります。

3-2 各主体の役割分担

①町民の役割

町民は、本町のまちづくりの主役であり、また、将来の担い手でもあります。そのため、町全体や居住する地域の目指すべき方向性を住民同士で共有しながら、一人ひとりが地域の一員として、主体的かつ積極的に地域活動に参画することが重要です。その中で、地域の子どもや中高生などの若者世代が積極的に地域活動に参画できるよう工夫を施しながら、次世代のまちづくりの主役の育成を図ることが望まれます。

②企業の役割

企業は、日々の事業活動がまちづくりに大きな影響を与えることを理解し、事業活動などを通じて地域の産業や経済の活性化に貢献することが望まれます。また、まちづくりに対する理解を深め、町や町民との協力関係を築きながら、協働によるまちづくりの一員として積極的なまちづくりへの参加・協力が望まれます。

③教育研究機関の役割

教育研究機関は、高い専門的技術や人材などを活用し、まちづくりに関する調査・研究を通じて、地域の情報を発信するとともに、まちづくりに対する助言や指導、協力などによる、地域貢献に努めることが望まれます。さらに、地域の課題解決や地域の活性化に向けた、地域との積極的な交流を図ることが望まれます。

④県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的な見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、適宜計画内容の見直しを行います。また、町及び住民が主体となった都市づくりを支援するため、広域的な観点から調整を図ります。

⑤町の役割

町は、県の定める広域的な計画を踏まえ、都市計画の決定や変更、地域地区の指定・見直し、都市施設などの整備の実施とともに、町の都市計画に関わる基本的な方針や条例の制定などに取り組みます。

また、町民や企業などに対して、積極的な情報提供を行うとともに、住民の参画しやすいまちづくりの仕組みづくりや地域の自主的なまちづくり活動への支援を行います。

3-3 協働まちづくりの仕組みづくり

(1) 協働まちづくりの推進体制の構築・強化

① 町民・企業・教育研究機関・行政などの協力による推進体制の強化

協働まちづくりを進めていくためには、町民や企業、教育研究機関、行政などの各主体がそれぞれの役割や立場を理解し、協力していくことが重要です。そのため、各主体の協力に向けた検討を行う機会を創出しながら、協働しやすい仕組みづくりに努めていきます。

② 国・県・周辺市町村などとの連携強化

都市づくりにおいては、国や熊本県、周辺市町村と連携・協力しながら、事業を推進することで、より効果的な都市づくりにつながります。そのため、それぞれの役割分担を明確にし、特色のある都市づくりを進めるため、事業や計画の調整などについて、国や県、周辺市町村に働きかけていきます。

③ 庁内における連携強化

都市計画マスタープランを実現するためには、都市計画部門だけでなく、庁内の関係部署との情報共有・連携を行いながら、町全体で取り組むことが必要です。

本計画の改定にあたっては、産業、防災、教育、観光など様々な分野と連携・協力し、それぞれが持つ方向性や将来像を共有・調整しながら検討を進めてきました。施策の実施においても、庁内の横断的な連携体制を強化しながら実現に向けて、取り組んでいきます。

(2) 協働まちづくりに向けた取組

① 積極的な情報発信や情報共有の機会の提供

魅力的な都市づくりにあたっては、町民や企業などと行政がまちづくりに関する情報を互いに共有しながら実行することが重要となります。そのため、町ホームページなどを通じて本計画や都市づくりに関する情報発信を図るとともに、説明会やワークショップなどの情報共有の機会を提供し、町民や企業などの都市づくりへの参画機会の充実に努めます。

② まちづくりの担い手の育成

持続的なまちづくりを進めていくためには、地域活動を担う人材と将来の地区のまちづくりを担う次世代の育成が重要となります。

そのため、地域のまちづくり活動に関する情報発信や活動の場の提供及び他地域のまちづくり組織との情報共有や意見交換の場の設置を図ります。また、熊本地震からの復興に向け、設置された各「まちづくり協議会」の継続的な取組により災害に強い協働のまちづくりを進めます。

③ 都市計画提案制度の活用

都市計画提案制度とは、土地の所有者、民間企業、公益法人及びまちづくり NPO などが、一定規模以上の一団の土地について、土地所有者の3分の2以上の同意など一定の条件を満たした場合に、マスタープランを除く都市計画の提案をすることができる制度です。

都市計画提案制度は、住民が主役のまちづくりにおいて、重要な機能を果たすことから、制度活用に向けて住民などへの周知に努めます。

4. 都市計画マスタープランの進行管理と継続的な見直し

本計画は、令和 22年(2040年)を目標年次としていますが、関係法令などの改正、社会経済情勢、住民意向、まちづくりの進捗状況などに的確に対応していくため、必要に応じて適宜見直しを行います。

また、本町の今後の都市づくりは、本計画の方針に基づき、各種諸制度を活用しながら進めていくこととなります。

そのため施策の実施状況を定期的に評価・分析し、施策の見直しを行いながら、PDCAサイクルに基づく計画的な進行管理を進めます。進行管理にあたっては、都市計画の性質上、将来像の実現に相応な期間を要するため、概ね 5 年ごとに、進行管理を行い、都市計画審議会へ報告するものとします。

PDCAサイクルによる進行管理により、課題への対応策の評価や新たに生じた課題を整理し、計画へ反映させることで、計画を継続的に改善・育成していきます。

《PDCA サイクルに基づく進行管理》

